

福医企第16号
地福第121号
障福第68号
介保第66号
こども第56号
令和2年5月18日

救護施設施設長 殿
障害福祉サービス等事業所の管理者 殿
高齢者福祉施設・介護サービス事業所等の管理者 殿
児童養護施設・乳児院等の施設長 殿

奈良県福祉医療部長
奈良県医療・介護保険局長
奈良県こども・女性局長

緊急事態宣言の解除に伴う福祉施設・事業所等における
新型コロナウイルス感染対策について

新型コロナウイルス感染症対策への取組にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

令和2年5月14日政府において、全国を対象地域とした緊急事態宣言の対象地域が変更され、本県は解除されました。このことにより、今後、県内における人の動きが活発になることが予想されます。

福祉施設等におかれては、引き続き十分な新型コロナウイルス感染防止対策をとっていただき、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されるよう、下記事項の再徹底をお願いいたします。

【施設・事業所内で徹底いただきたい事項（委託事業者を含む）】

記

1. 入所者への面会の自粛要請（原則、建物内での面会禁止）を周知してください。
2. 入所者や職員の皆様は、日々の発熱などの症状の有無の確実なチェックをしてくだ

さい。

3. 2週間以内の県外への訪問の有無や身近に発熱などの症状を有する人がいたかどうかの確認の徹底をしてください。
4. 出勤前の体温測定や症状のある職員の出勤停止の徹底をしてください。
5. 施設内の機器等のこまめな消毒を行ってください。
6. マスクをはずして飲食する機会に距離を保つなど、ソーシャルディスタンスの確保の徹底を行ってください。
7. 感染判明時における速やかな濃厚接触者の特定と就業制限の徹底をしてください。

※ 職員が食事や更衣をされる際は、場所を離す・時間をずらす等、複数人が一度に集まらないような工夫をお願いします。

※ 利用者とその家族等にも上記事項を周知のうえ、ご理解・ご協力を得るよう努めてください。